

応募期限 3月2日(月)

令和8年度 鳥取県食品衛生監視指導計画(案) についてご意見をお寄せください

鳥取県では、食品衛生法に基づき「食品衛生監視指導計画」を毎年定めています。

この計画は、県内に流通する食品等の検査、食品取扱施設に対する監視指導、食品等事業者に対する自主衛生管理の推進及び消費者に対する食品衛生の啓発等について、その年度の実施方法等を定め、食品の安全確保を図っていくため、毎年度策定しているものです。

この度、令和8年度の計画案を作成しましたので県民の皆様のご意見をお寄せください。

鳥取県食品衛生監視指導計画(案)

1 保健所(食品衛生監視員)による監視指導等

(1)食品事業者等への監視指導

(2)重点的な取組

①「HACCPに沿った衛生管理」の指導

対象事業者に対して、継続的な運用ができるよう支援を行います。

※HACCP…国際的に推奨されている食品製造工程における衛生管理手法。

食品衛生法の改正に伴い「HACCPに沿った衛生管理」が制度化され、

令和3年6月1日から原則すべての食品等事業者に実施が義務付けられている。



②食中毒予防対策

ノロウイルス、腸管出血性大腸菌(O157等)、カンピロバクターによる食中毒予防のため、適切な手洗い及び食肉料理の十分な加熱について指導・啓発を行います。

また、有毒植物、毒きのこ、アニサキス、ふぐ毒等の食中毒の予防啓発を行います。

③食品表示に関する監視指導

食品表示法、景品表示法等に基づく表示指導を行います。

④重点的に監視指導を行う施設の設定

食中毒発生施設や野生鳥獣肉を処理する施設、大量調理施設等に対する監視指導を行います。

(3)流通食品の収去検査(抜き取り検査)

抜き取り検査を実施し、食品ごとの基準への適合性を確認します。

2 消費者に対する食品衛生の普及啓発

①食中毒予防の啓発

②リスクコミュニケーション(食品衛生に関する情報提供・啓発イベント)の実施

【計画(案)の閲覧方法】

鳥取県くらしの安心推進課のウェブページでダウンロードできるほか、
県庁県民課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、
東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町村役場でも閲覧できます。

くらしの安心推進課
ウェブページ→

とりネット パブコメ



【応募方法】

様式は自由です。このチラシの裏面もご利用ください。電子メール、県の電子申請サービスによる応募フォーム、郵送またはファクシミリでお寄せくださいか、上記の機関に設置してある意見箱への投函及び各市町村役場窓口のいずれでも応募できます。

【結果の公表】

いただいたご意見への対応・回答は、後日、とりまとめてウェブページ等で公表します。

【応募・問合せ先】

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

郵 送: 〒680-8570(所在地記載不要)

電 話: 0857-26-7211 ファクシミリ: 0857-26-8171 電子メール: kurashi@pref.tottori.lg.jp

令和8年度鳥取県食品衛生監視指導計画(案)に対する意見応募用紙

鳥取県庁 くらしの安心推進課 行き(ファクシミリ:0857-26-8171)

ご意見記載欄

ご意見ありがとうございました。

差し支えなければ、下記もご記入をお願いします。

年 代	<input type="checkbox"/> 10歳代 <input type="checkbox"/> 20歳代 <input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代 <input type="checkbox"/> 50歳代 <input type="checkbox"/> 60歳代 <input type="checkbox"/> 70歳代 <input type="checkbox"/> 80歳代以上	住 所	<input type="checkbox"/> 東部(市町名:) <input type="checkbox"/> 中部(市町名:) <input type="checkbox"/> 西部(市町村名:)
区 分	<input type="checkbox"/> 食品関係 <input type="checkbox"/> 一般消費者 <input type="checkbox"/> その他		